

東京都モニタリング検査（PCR検査）への協力について

1 報告事項

東京都が実施するモニタリング検査（唾液によるPCR検査）事業に市も協力し、下記のとおり実施することとなった。

2 東京都モニタリング検査及び今回行う検査の概要

（1）目的、事業概要

感染の再拡大の端緒を適切に捉え、感染者を早期に探知することで再拡大を防止するため、民間検査機関等を活用し、都内各所（繁華街、大学、空港、駅等）においてPCR検査を実施する。

（2）事業主体

東京都（受託者：川崎重工業株式会社）

（3）対象者

武蔵野市商店会連合会会員及びその従業員のうちPCR検査を希望する者

（4）実施期間

令和3年6月

（5）実施方法

- ①東京都との調整（健康課）
- ②商店会連合会との調整（産業振興課）
- ③武蔵野市長や東京都から商店会連合会長宛の依頼文や各会員宛の検査の案内を配付（産業振興課）
- ④各商店会員やその従業員で検査を希望する者が都委託業者に申請
- ⑤希望者に検査キット送付
- ⑥検体採取後郵送で返送
- ⑦検査結果を報告 → 陽性の場合は個人が医療機関受診
- ⑧個人情報を除いた検査結果が都委託業者より東京都に報告。分析結果については市に報告してもらう予定。

（6）検査費用

無料（ただし、陽性者が受診した際の初診料等はかかる）

3 その他

7月以降の検査実施に関する東京都の補正予算が可決されたため、東京都のスキームが確定し次第今後の検査実施方法等について調整を行う予定。